公　　告

対馬病院診療材料ＳＰＤ業務委託について次のとおり公募型プロポーザル方式により受託者選定を行うので、次のとおり公告する。

令和７年１０月２４日

長崎県対馬病院　　院長　八坂貴宏

１．調達内容

(1) 業務名

対馬病院診療材料ＳＰＤ業務委託

(2) 業務の仕様等

対馬病院診療材料ＳＰＤ業務委託仕様書による。

(3) 履行期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

(4) 履行場所

長崎県対馬市美津島町雞知乙 1168 番 7

長崎県対馬病院

(5) 選定方法

参加者から提出された企画提案書・見積書及びプレゼンテーションに基づいて、当院の委員会が総合的に審査を行い、委託業者を決定する。

２．参加資格

プロポーザル参加申請ができる業者は、次の応募要件を満たすものとする。

(1) 過去に類似事業の受託実績を有すること。

(2) 次の各号いずれにも該当しない者

① 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者

② 次のアからカまでいずれかに該当する事実があった後２年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定による監

督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　アからオまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③　提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

④　営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

⑤　原則として１年以上の営業実績を有しない者

⑥　長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

３．担当部局

長崎県対馬病院　財務係

〒８１７－０３２２　長崎県対馬市美津島町雞知乙 1168 番 7

ＴＥＬ：０９２０－５４－７１１１

ＦＡＸ：０９２０－５４－７１１０

４．仕様書・提案書作成要領・様式・図面等については、次の期間及び場所において交付を行う。

(1) 交付期間

令和７年１０月２４日から令和７年１１月１７日までの土日祝日を除く午前９時から午後５時まで（来院する場合は正午から午後１時までを除く）とする。

(2) 交付場所

３の担当部局とする。メールによる入手を希望する場合は、３の部局へ連絡すること。

(3) 病院の図面を希望する場合は３の部局へ連絡すること。

５．プロポーザル参加申請

(1) 受付期間

令和７年１０月２４日（金）から令和７年１１月１７日（月）まで

(2) 提出書類

①　参加申請書（様式第３号）　１部

②　誓約書（様式第４号）　１部

③　受託実績書（様式第８号）　１部

(3) 提出先（送付先）

３の担当部局

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又はレターパックに限る）にて提出すること。

郵送の場合は、令和７年１１月１７日（月）必着とする。

持参の場合の受付時間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例（平成２１年長崎

県病院企業団条例第３号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後５時（正午から午後１時までの間を除く。）までとする。

６．プロポーザル参加を辞退する場合

参加申請書を提出した業者がプロポーザル参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第５号）を提出すること。

７．現場説明

現場説明は実施しない。

８．企画提案書の提出

参加申請書を提出した業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

なお、対馬病院診療材料ＳＰＤ業務委託の仕様については別添「対馬病院診療材料ＳＰＤ業務委託仕様書」で、企画提案書の作成要領については別添「対馬病院診療材料ＳＰＤ業務委託企画提案書作成要領」で確認すること。

(1) 受付期間

令和７年１０月２４日（金）から令和７年１１月２５日（火）まで

(2) 提出書類

① 企画提案書　１０部（正本１部、副本９部）

② 概算見積書　　１部（様式第２号）

(3) 提出先（送付先）

３の担当部局

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又はレターパックに限る）にて提出すること。

郵送の場合は、令和７年１１月２５日（火）必着とする。

持参の場合の受付時間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例（平成２１年長崎県病院企業団条例第３号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後５時（正午から午後１時までの間を除く。）までとする。

９．企画提案書作成に関する質疑について

(1) 提出期限

令和７年１１月７日（金）　午後５時まで

(2) 質疑様式及び提出方法

質問書（様式第６号）に質疑内容を明記の上、ＦＡＸで送信すること。

送信後は、３の担当部局へ電話連絡を行うこと。

(3) 送信先

３の担当部局とする。

(4) 質疑の回答

個別事項に関する質問については当該質問をした者に対し、全参加者に関する事項については全参加者に対し令和７年１１月１１日（火）までにＦＡＸにて回答する。

１０．委託業者の選定について

委託業者の選定に際しては、企画提案書の各項目について審査する。

１１．審査方法

(1) 参加者から提出された企画提案書・見積書及びプレゼンテーションに基づいて、当院の委員会が総合的な審査を行い、委託業者を決定する。

１２．プロポーザル日程等

区　　分	期間、期限等
公 告 日	令和７年１０月２４日（金）
参加申請書等受付期間	令和７年１０月２４日（金）から 令和７年１１月１７日（月）まで
企画提案書提出期間	令和７年１０月２４日（金）から 令和７年１１月２５日（火）まで
質疑書の受付期間	令和７年１１月７日（金）まで
質疑書への回答	令和７年１１月１１日（火）まで
運用開始	令和８年４月１日（水）から

１３．その他

企画提案書の提出等、対馬病院診療材料ＳＰＤ業務委託業者選定に関し応募者において必要となった費用は、応募者の負担とする。

また、提出された書類等は、採否にかかわらず返却しない。